

議案第84号

幕別町議会議員の期末手当に関する条例の一部を改正する条例

第1条 幕別町議会議員の期末手当に関する条例（昭和32年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第2条中「議員報酬の月額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の222.5」の次に「、12月に支給する場合には100分の227.5」を加える。

第2条 幕別町議会議員の期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条中「、6月に支給する場合には100分の222.5、12月に支給する場合には100分の227.5」を「100分の225」に改める。

附 則

この条例は、令和元年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和2年4月1日から施行する。